Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野　部室棟耐震改修工事

図面番号	図　面　名	縮　尺	図面番号	図　面　名	縮　尺	図面番号	図　面　名	縮　尺
Ａ−００	タイトル・目次	——	Ａ−１３	改修展開図-1	1/50	Ｅ−０１	電気工事仕様書	——
Ａ−０１	特記仕様書　０１	——	Ａ−１４	改修展開図-2	1/50	Ｅ−０２	電気設備　平面図	1/100
Ａ−０２	特記仕様書　０２	——	Ａ−１５	改修展開図-3	1/100			
Ａ−０３	特記仕様書　０３	——	Ａ−１６	改修天井伏図・改修矩計図 改修木製床詳細図	1/100 1/50.30			
Ａ−０４	特記仕様書　０４	——	Ａ−１７	改修軸組図	1/100			
Ａ−０５	特記仕様書　０５	——	Ａ−１８	架構詳細図・屋根ブレース詳細図 ブロック積詳細図	1/30			
Ａ−０６	付近見取図・配置図・仮設計画図 支障物件図	1/1000	Ａ−１９	部分詳細図	1/5			
Ａ−０７	仕上表	——	Ａ−２０	ＳＤ-1平面詳細図（改修）	1/2			
Ａ−０８	撤去・改修1階平面図	1/100	Ａ−２１	ＳＤ-1断面詳細図（改修）	1/2			
Ａ−０９	改修小屋伏図・改修屋根伏図	1/100	Ａ−２２	ＡＷ−１平面・断面詳細図（改修）	1/2			
Ａ−１０	撤去立面図	1/100	Ａ−２３	鉄骨構造基準図７−３	——			
Ａ−１１	改修立面図	1/100	Ａ−２４	鉄骨構造基準図７−７	——			
Ａ−１２	建具表（撤去・改修）	1/50	Ａ−２５	概略工程表（参考）	——			

課　長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係　長	課　員	担　当

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 Ａ−００	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 タイトル・目次	・縮尺 1/100	

章	項　目	特　記　事　項
	Ⅰ　工事概要	
	1．工事名称	Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野　部室棟耐震改修工事
	2．工事場所	徳島県阿波市吉野町柿原字ヒロナカ180番地
	3．敷地面積	46930.00㎡
	4．工事種目	部室棟耐震改修（壁・屋根面のブレース補強、屋根材取替、ブロック壁新設、建具取替 照明器具取替、照明スイッチ取替、内壁塗装替、外壁塗装 S造（軽量形鋼溶接枠組構造）平屋建　延床面積127.91㎡
	5．工事区分	建築
	6．工　　期	工事完成年月日は令和5年 5月10日とする. ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日　　竣工年月日＝施工者側の完成日

章	項　目	特　記　事　項
1章改修一般共通事項	1．適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による. ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という．) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という.) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は，次の順とする. (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次による。 ・工程については，施設管理者と協議の上決定すること. ・施設の使用に影響のある，騒音，振動，粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない．また，休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は，作業の中止を行う場合がある. ・本工事においては，8時30分から17時までの間で行うこと. ・前面道路は通学路であるため，8時30分までは工事車両は通行 しないこと. ・その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し，適宜相互に日程の調整及び確認 を行う. ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成１３年４月９日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規定に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。 ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(　義務付られている　・　義務付られていない)。 ・警備員は、延5人(昼5人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない、また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎受注者は，本工事の一部を下請に付する場合には，徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない．なお，請負対象額（設計金額）が１億円以上の工事については，徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に，県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない.

章	項　目	特　記　事　項
1章改修一般共通事項	2．工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出して、承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること.
	3．安全衛生管理	◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については，施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人，監理技術者，主任技術者の確認のため名札を着用すること. 名札には現場代理人，監理技術者，主任技術者の別，氏名，会社名，工事名を記載し，顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
	4．工事現場管理	◎工事現場には，工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること.

◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品として使用するよう努めなければならない．県産木材を購入した場合，受注者は，工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること.

◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第１種又は第２種電気工事士の資格を有する者とする。

◎発生材の処理等は、次により適正に行う。
(1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
(2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資源の有効な利用のの促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ）に報告し指示を仰ぐこと。
(3)搬去物の種類、規模、構造、搬去方法、養生方法、発生材の処理場を記載する。

・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。

種　類	事業名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (税抜)
ｺﾝｸﾘｰﾄ（無筋）	阿波舗道（株） （中間処分）	吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	2.6	700円/t
ｺﾝｸﾘｰﾄ（有筋）	阿波舗道（株） （中間処分）	吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	2.6	700円/t
アスファルト	阿波舗道（株） （中間処分）	吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	2.6	800円/t
金属（処分）	㈱旭金属 （優良認定業者）	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	26.5	0円/t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社（徳島東部）	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	28.7	5,640円/t
木材	(有)徳島興産 （優良認定業者）	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	26.3	10,000円/t
廃プラ	（株）明和ｸﾘｰﾝ	三好市山城町寺野字大体場956 三好市山城町寺野字大体場956	68.2	15,000円/m3
汚泥	阿波バラス（株）	吉野川市鴨島町鴨島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	12.6	12,000円/t
石膏ボード	（株）オオタ （優良認定業者）	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	27.3	20,000円/t
有価金属 (鉄骨・鉄筋骨・サッシ)				
アスベスト含有成形板等	（株）明和ｸﾘｰﾝ	阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	68.2	20,000円/m3
廃石綿等	（株）明和ｸﾘｰﾝ	三好市山城町寺野字大体場956 三好市山城町寺野字大体場956	68.2	50,000円/m3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。
ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、において、コンクリ加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」ていう。により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。
受注者は、CORBISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

章	項　目	特　記　事　項
1章改修一般共通事項	6．材料・製品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等　（　有　・　(無)　） 備品等名称： 保管場所　： 注意事項　： ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン(建築工事編)」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
	5．施工調査	◎本工事の着手時に，給排水，ガス管，地下埋設物等の調査を行う．調査期間は　1　週間とする．切り回し時期については，監督員と協議する. ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと.既存の分析調査結果がある場合は，受注者がその結果を書類等により確認すること．なお，工事内容に変更がある場合においても同様とする. ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと. ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること. 監督員へも結果を提出すること. ・調査結果は3年間保存すること. ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること. ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること. ◎解体前に，照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し，有れば監督員の指示に従うこと。

徳島県県土整備部営繕課	・工事名　Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号　Ａ－０１	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　1級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名　特記仕様書０１	・縮尺　―	

章	項目	特記事項

1章 改修一般共通事項

6. 材料・製品等

◎本工事に使用する建築材料等は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は，次の(1)から(3)の事項を満たすものとする．
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
(2) 法令等で定める許可，認定又は免許を取得していること．
(3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．
なお，「評価名簿による」と記載されているものは，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする．

◎受注者は，本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には，発注前に品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない．

◎県産木材の使用
(1) 受注者は，工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合，原則として県産木材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合にはこの限りでない．
(2) 「県産木材」とは，「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり，「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである．
① 徳島県木材認証制度により，県内産であることが「産地認証」された木材
② ①以外において，徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
(3) 受注者は，請負金額が500万円以上の工事について，県産木材以外の木材を使用する場合は，県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に，確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．
(4) 受注者は，県産木材を使用する前に，徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない．
(5) 県内の森林から直接調達するなど，前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない．

◎製材等(製材，集成材，合板，単板積層材)，フローリング，再生木質ボード(パーティクルボード繊維板，木質系セメント板)については，合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む．)が行われたものを使用する．ただし，機能上，需給上など正当な理由により確保が困難であり，使用できない場合には監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする．
また，それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし，監督員に合法証明書を提出するものとする．ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする．

◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は，監督員の承諾を受けて，当該製品の仕様及び指定工法による．

◎県内産資材の使用
(1) 受注者は，木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合，原則として県内産資材を使用しなければならない．ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない．なお，WTO対象工事については，県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする．
(2) 受注者は，木材以外の建設資材について，県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする．また，請負金額が500万円以上の工事について，県内産資材以外の資材を使用する場合は，県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に，確認資料を事前に監督員に提出し，承諾を得なければならない．

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
② 徳島県内の工場で加工，製造された製品
注1 部材，部品が県外製品であっても，県内の工場で加工，製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う．
注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工，製造した製品も県内産資材として取り扱う．
注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材，製品であること．

◎受注者は，徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない．また，県内企業調達建材等の別を施工計画書に記載するものとする．なお，県内企業調達建材等以外を使用する場合は，県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し，監督員の承諾を得なければならない．

◎県内産再生砕石の原則使用
受注者は，再生砕石を使用する場合，県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ.))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない．

7. 化学物質を発散する建築材料等

◎本工事に使用する建築材料は，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし，次の１）から５）を満たすものとする．
１）合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ﾕﾘｱ樹脂板及び仕上げ塗材は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
２）保温材、緩衝材、断熱材は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
３）接着剤は、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ及びﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
４）塗料は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
５）１）、３）及び５）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

8. 施工

◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。
不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。
手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
◎他工事と取り合い区分

項目	建築工事	電気工事	空調工事	管　工事	その他
梁、壁、床ｽﾘｰﾌﾞ入れ		○			
同上穴埋補修		○			
ｽﾘｰﾌﾞ開口補強（鉄筋）	○				
同上（ﾘﾝｸﾞﾚﾝ等）	○				
床、天井点検口					
設備機器天井開口墨出					
同上切込み及び開口補強					
衛生器具取付のﾌﾞﾛｯｸ壁 空洞部分のﾓﾙﾀﾙ埋め					
縦樋（ＧＬまで）	○				
盤、便器等の箱入れ					
同上補強					
給排気ｶﾞﾗﾘ取り付け					
空調機器類の基礎工事					

9. 技能士の適用

◎技能士の適用については、次の技能検定（以下、「作業」という）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二球技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。
技能士は適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。
○印……適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	○構造物鉄工作業
防水	防水施工	・シーリング防水工事作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及び樋	建築板金	・内外装板金作業
金属	建築板金	・内外装板金作業
左官	左官	・左官作業
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ○鋼製建具製作作業
	サッシ施工	○ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装	塗装	・建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

10. 設計変更箇所確認

◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

11. 工事検査及び技術検査

◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受、承諾を受けて次の工程に進むこと。

◎試験等によらなければ，確認できない工事(製品)については，試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し監督員の承諾を受け試験を行い，その結果を報告し承認を得ること．

◎次表により中間検査の対象工事となった場合は，原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする．ただし，工事検査員が認める場合は，一般入札工事に限り，これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事等
３千万円未満	―	１回
３千万円以上５千万円未満	―	２回
５千万円以上１億円未満	１回	２回
１億円以上	２回	３回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後、速やかに監督員と協議すること。
◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
◎外壁改修工事等において，足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は，当初請負対象額に関係なく，中間検査の実施について監督員と協議すること．

12. 完成図等

◎電子納品:対象
◎提出書類
・竣工図（製本3部，電子データ2部）（ A4 ・ A3 ・ A2 ・ 原図版 ）
・工事写真（写真帳１部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ），電子データ２部）
写真帳は監督員から指示があった場合に提出
・使用材料一覧表(4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付），電子データ2部)
・保全に関する資料
◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること．
竣工図データは，関係図面（データ貸与）を修正して作成し，PDF形式，SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する．
◎工事写真は竣工，着工前，資材，施工状況の順に整理する。
竣工については，工事目的物の状態が，また，資材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。
◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区分	サイズ
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

◎工事完成撮影は、専門家に（よる・よらない）ものとする。
◎受注者は，建築工事を施工する場合，原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン<建築工事編>」に基づいて調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること．

13. 火災保険

◎対象物
工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。
◎付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
(1)杭及び基礎工事
(2)コンクリート躯体工事
(3)屋外付帯工事
(4)その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
◎付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
◎保険終期
工事完成期日に１４日を加えた期日とする。
なお、工事延伸した場合には、保険の期間も延長すること。
◎その他
(1)建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
(2)付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、請負者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A-０２	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　1級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 特記仕様書０２	・縮尺 ―	

章	項目	特記事項
1章改修一般共通事項	14.室内空気中の化学物質の濃度測定	◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 ◎・学校の場合‥ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ・ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ・ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ・ｽﾁﾚﾝ・ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ・学校以外の場合‥ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ・ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ・ｽﾁﾚﾝ・ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ◎採取器具は受注者にて用意すること。 測定対象室 ／ 測定箇所数 部室の内１室 ／ 2箇所 ・測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 (測定は、次のいずれかにより行う) ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56－3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 (パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う) ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分換気する。 ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室の全ての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、 押入等の収納部分は解放したままとする。 ③測定 イ ②の状態のままで測定する. ロ 測定時間は、原則として24時間とする. ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 ただし、施設管理者と協議すること. なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ただし、施設管理者と協議すること. ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※①、②、③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 ④ 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 ⑤ 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。 ◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。
	15. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

章	項目	特記事項
2章改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物,敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと.
	2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±0mmとする. ただし、監督員の指示により決定する.
	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という.)に適合するものを使用すること. ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること. ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第７に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、の期間が変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと. 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること. 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること. ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること. ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること.
		◎外部足場(種類：枠組本足場、仕様：1枚布、D=60cm、シート仕様：防炎シートⅠ類) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8 m以下、鉛直方向: 9 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4) の別紙１「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと. ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる. ◎内部足場(種類：脚立足場) ◎ゲート(有・ 無、仕様：キャスターゲート W=3.0m H=1.8m)
	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による. (養生方法：) ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による. (養生方法：) ◎仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする.
	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) ・ 設けない)
	6. 工事用用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・ 出来ない)、電力料金(有償・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること. ◎既存用水利用(出来る・ 出来ない)、用水料金(有償・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること.
	7. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に ・用意していないので業者にて)設けること. ただし、施設管理者と協議すること.
	8. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない.また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない. ◎受注者は、 当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない.また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない. ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない. ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと. ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと.

章	項目	特記事項
3章改修鉄筋工事	1. 材料	規格番号 ／ 規格名称 ／ 種類の記号 ／ 径(mm) JIS G 3112 ／ 鉄筋コンクリート用棒鋼 ／ SD295A ／ D10～D13
	2. 材料試験	◎材料試験は行わない. ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること.
	3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする. ◎鉄筋の継手の位置は図示による. ◎結束線の端部は内側に折り曲げる. ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による.図示されていない場合は、標仕参考図［1節－基礎及び基礎梁の配筋］～［7節－梁貫通孔その他配筋］による.
	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎各部の配筋は、図示による.
	10. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける.

章	項目	特記事項
4章改修コンクリート工事	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 (・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度 コンクリートの種類 ／ 設計基準強度 Fc(N/mm²) ／ 調合管理強度 Fn(N/mm²) ／ スランプ(cm) ／ 強度試験の有無 ／ 種別 ／ 気乾単位容積重量(t/m³) ／ 適用箇所 普通 ／ 21 ／ Fc+S ／ 15 ／ 有 ／ ／ 2.3 ／ ブロック用基礎 ◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正値(S)は,標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める.
	2. コンクリートの仕上り	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は,標仕 表6.2.3による. ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ B ・(C))種とする. ◎コンクリートの仕上がりの平たんさは 標仕 表6.2.5による.
	3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、((普通ポルトランドセメント)・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュシュセメントB種)とする. ◎骨材は,標仕6.3.1(2)による. ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる (・ できない)). ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする. ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による. ◎試練りは(行う (・ 行わない)). ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする. ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない. (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa_2O換算で3.0kg以下にする. (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント［B種またはC種］あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［B種またはC種］もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する. 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」,JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）(の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による. ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること.
	4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける.
	5. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠 ・(合板)・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする. 型枠の種別 ／ 仕上げ種別 ／ 塗装の有無 ／ 材質 ／ 厚さ ／ 適用箇所 県産木製型枠 ／ － ／ なし ／ ／ ／ ／ 6.8.2 (2)(ア) ／ A 種 ／ あり ／ ／ ／ ／ 6.8.2 (2)(イ) ／ B 種 ／ なし ／ ／ ／ ／ 6.8.2 (2)(イ) ／ C 種 ／ なし ／ ／ ／ ／ 6.8.2 (2)(イ) ／ 普通型枠 ／ なし ／ ／ 12mm ／ ブロック用基礎

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－０３	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
	・図面名 特記仕様書０３	・縮尺 －	

章	項目	特記事項

5章 改修鉄骨工事

1. 一般事項

◎製作工場は，国土交通大臣の認定による（　J　）グレード工場とし，その証明となる資料を監督職員に提出する。

◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（ 置く ・(置かなくともよい)）

◎工事現場には，鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 材料

◎鋼材は次による.

種類の記号	規格番号・規格名称等	適　用　箇　所
SS400	JIS　G 3101	新設ブレース,鋼板

◎高力ボルトは，(JIS形高力ボルト)・(トルシア形高力ボルト2種)・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ）とする．径は，（　M12,M16　）とし，使用箇所は図示による.

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JASⅡ09
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)

◎ターンバックル　　胴の種類(割枠式)・パイプ式 ）
ボルトの種類(羽子板ボルト)・両ねじボルト ・ アイボルト ）
ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは，(M12)×(4140)mm、(M16) ×(3220) mmとする.

3. 材料試験

◎JIS規格品は，材料試験は行わない.
ただし，規格証明書を提出し，監督員の承諾を得ること.

◎トルシア形高力ボルトは，製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を，監督員に提出し承諾を受けること.

◎板厚方向の引張試験を（ 行う ・(行わない)）.

4. 工作一般

◎高力ボルト，普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離，ボルト間隔，ゲージ等は図示による.

◎床書き現寸図は作成（ する ・(しない)）.

◎鉄骨の製作精度は，　標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
H12建告第1464号第二号イ（1）（2）のただし　書きによる補強は，「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。

◎仮組を（ 実施する ・(実施しない)）.

5. 高力ボルト接合

◎すべり係数試験は（ 行う ・(行わない)）.
ただし，溶融亜鉛めっき工法の場合は，「13.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする.

◎ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
(1) 表面粗度測定機による測定
(2) ブラスト機器の性能表による確認
(3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
上記の方法により確認できない場合は，すべり係数試験(サンプル試験)を行い，すべり係数値0.45以上を確認すること.

◎高力ボルトを工事現場に搬入後，JIS形高力ボルトは，トルク係数値の確認試験を（ 行う (行わない)）。

◎トルシア形高力ボルトは，軸力の確認試験を（ 行う ・(行わない)）.

◎締付け施工法の確認は，JASS6 6.3〔締付け施工法の確認〕に準じる.

◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと.

◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし，本接合完了までの応力に対して検討を行うこと.

7. 溶接接合

◎溶接作業は，工場作業を原則とする.
ただし，やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること.

◎溶接技能者に対して，技量付加試験を（ 行う ・(行わない)）.

◎開先の形状は構造図による.

◎溶接部の余盛り高さは，JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による.

◎スカラップの形状は，図示による.

◎エンドタブの切除は（ 行う ・(行わない)）．行う場合は図示による.

◎エンドタブ,裏当て金等は,梁フランジ等の端から,1～5mm残して,部材断面を欠損しないよう直線上に切断する.なお,切断線が交差する場合は,交差部をアール状に加工する.

◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は，図示による.

9. 錆止め塗装

◎素地ごしらえは，標仕 表18.2.2（ A ・ B ・(C) 種とする.
※A種及びB種は製作工場で行うものとする.

◎塗料種別　鉄面　　標準仕様書 表18.3.1の（ A ・(B) 種

◎塗料塗り種別　鉄面　　標準仕様書 表18.3.3の（ A ・(B) 種
（工場1回，現場1回）

6章 防水改修工事

1. 一般事項

◎保護層，防水層等を撤去した結果，下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること.

2. シーリング

◎シーリング材は，JIS A 5758の規格品とする.

◎プライマーは，被着体及びシーリングの種類により使い分けること.

◎監督員に，シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること.

◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・(行わない)）.

◎外部に面するシーリング材は，施工に先立ち（(簡易接着性試験)・ 引張接着性試験 ）を行う.

◎種類及び施工箇所

記　号	材　質	既　存	施工箇所	改修工法	寸　法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリファルサイド系					
MS-2	変成シリコーン		建具廻り		10×10	簡易
PU-2	ポリウレタン系					

3. とい

◎たて樋：　カラーVU75
◎軒樋：　角樋　塩ビ製　前高120型
◎受金物：　SUS吊受け金具88型用、SUS配管バンドセット、落ち口ドレン

7章 外壁改修工事

3. 塗り仕上げ外壁改修工事

◎仕上げの模様，色及びつやは，見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して，承諾をうけること.

種　類		既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si							
	可とう形外装薄塗材Si							
	外装薄塗材E							
	可とう形外装薄塗材E							
	防水形外装薄塗材E							
	外装薄塗材S							
厚付け仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C							
	外装厚塗材E							
	外装厚塗材Si							
複層仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE							
	可とう形複層塗材CE							
	複層塗材E							
	複層塗材Si							
	複層塗材RS							
	複層塗材RE	既存ブロック面高圧水洗浄	モルタル	A種 C-1 カチオン系	ゆず肌	ローラー		水系つや有アクリル系
	防水形複層塗材CE							
	防水形複層塗材E							
	防水形複層塗材RE							
可とう形改修用仕上塗材	可とう形改修塗材E							
	可とう形改修塗材RE							
	可とう形改修塗材CE							

複層仕上塗材の耐候性　・1種　・2種　・(3種)

8章 建具改修工事

1. 一般事項

◎外部に面する建具は，建築基準法施行令及び「屋根ふき材，外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号)」に基づき，安全性を確認すること.

◎建具の耐風圧性，気密性，水密性等については，性能を有することを証明する書類を提出し，監督員の承諾をうけること.

◎外部に面する建具の作業工程は，原則として，方立等の撤去，建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする.

◎施工に先立ち，改修範囲を確認し，設計図書との相違等が有れば，監督員と協議すること.

2. 改修工法等

区　分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		図示
既成建具の種類		図示
新設建具の種類		図示
建具周囲の補修工法及び範囲		図示
シーリングの種類		MS-2
サッシアンカー		新設
養生範囲		―

2. アルミニウム製建具

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理
B種	S-2	A-3	W-3	71	部室	標準色

◎製造所：　評価名簿による.

◎建具には製作業者名を表示すること.
◎結露水の処理方法は図示による.

3. 鋼製建具

耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理
S-2	A-3	W-3					

◎鋼板は，JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし，Z12又はF12を満足するものとする.

◎鋼板類の厚さは，建具表による.
◎製造所：　評価名簿による.

4. 建具用金物

◎金物の種類及び見え掛り部の材質は，改標仕表5.7.1による.
◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は，建具製作所の仕様による.
◎握り玉及びレバーハンドル，押板類，クレセント等の取付け位置は図示による.

5. ガラス

◎板ガラス

種　類	品　種	厚　さ	備　考
JISR3204	網入型板	6.8mm	

◎シーリング材は，改標仕 表3.7.1による.

9章 内装改修工事

1. 一般事項

◎工事に先立ち，改修部分の隠蔽部の調査を行い，設計図書と照合し，支障があった場合は，速やかに監督員に報告し，指示を受けること.

◎各部の撤去により，下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は，速やかに監督員に報告し指示を受けること.

2. 木工事

◎工事現場搬入時の含水率は(A)・ B)種とする.

◎木材の品質
・保存処理木材は，日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち，K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし，クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする.)，これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む．)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする.
・樹種及び等級

4. 製材

	施工箇所	樹　種	寸　法	材料の等級	形　状	表面の仕上げ	含水率	備　考
下地材	部室床	杉	90×90	特1等		―――		県産木材・大引
	部室床	杉	36×45	特1等		―――		県産木材・根太
						―――		
						―――		
造作材						A・B・C		
						A・B・C		

5. 床張り用合板等

◎ホルムアルデヒドの放散量は，F☆☆☆☆とする.
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの放散量が，F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする.

◎普通合板

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考
部室床	15	ラワン		Ⅰ類		

6. 諸金物

◎下地材及び造作材釘は，JIS A 5508の規格品とする.

◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする.

◎防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤（（社）日本木材保存協会の認定薬剤等とする．)とし，2回塗りとする.

章	項目	特記事項

9章 内装改修工事

2. コンクリートブロック帳壁及び塀

◎コンクリートブロックは，JIS A 5406による規格品とする．

断面形状(空洞，型枠状)	圧縮強さの種別(08～40)	化粧内容	寸法精度(標準制度，高精度)	透水性(普通，防水性)	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm) 長さ	モデュール呼び寸法(mm) 高さ	適用箇所
空洞	16	素地	標準	普通	100	390	190	部室

◎壁及びまぐさの配筋は図示による．

◎壁配筋の継手定着及び端部の折り曲げ形状は図示による．

◎モルタルの調合は，標仕8.2.3とする．

◎屋根葺き材，緊結金物については，下地も含め安全性を確認し，監督員の承諾を得ること。

8. 折版葺

◎折板は，JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。

施工箇所	鋼板の厚さ(mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐力	軒先面戸の適用	裏打ち材の有無
屋根	0.6	カラー	重ね式	85	200		適用	無

◎標準仕様書以外の工法は，専門業者の仕様による．また，タイトフレーム，けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。

◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔，固定方法等を施工計画書として提出する。

◎JIS G 3302以外のタイトフレームの表面処理

◎直接外気に影響を受けない屋内の場合は(・標仕14.2.2 (・E種)・F種）とする。

5. あと施工アンカー工事

◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし，これらを証明する資料を提出し，監督員の承諾を受けること．

◎埋込み配管等に当たった場合は，直ちに穿孔を中止し，監督員に報告し指示を受けること．

◎鉄筋等に当たった場合は，穿孔を中止し，付近の位置に再穿孔を行うこと．中止した孔は，モルタルで充てんすること．

◎施工確認試験を(行う ・(行わない))．　確認強度(　　)kN
1ロットは(・1日に施工されたものの径･仕様ごと　・　　)とする．

◎あと施工アンカーは((金属系アンカー)・ 接着系アンカー)とする．
・金属系アンカー
引張耐力(15.2KN)とする．せん断耐力(20.1KN)とする．アンカー本体の径(14mm)，埋込深さ(50mm) とするアンカーセット方式は本体打ち込み式とする．
接合筋の種類は(SD295)，径(D10)，長さ(450mm)とする．

10. モルタル塗り

◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は，製造所の仕様による．
◎コンクリートブロック等面の下地及び各塗り層は，清掃のうえ適度の水湿しを行って，次の層の塗り方にかかる。

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考
コンクリートブロック外壁面	金ゴテ		無	

◎モルタルは(・(現場調合材料) ・既配合材料)とする．

◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は，はく落防止工法とすること．

11. 無収縮モルタル塗り

◎無収縮モルタルの種類　セメント系無収縮モルタル（プレミックスタイプ）

◎配合比等は製造所の仕様による。

章	項目	特記事項

10章 塗装改修工事

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする．

◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする．

◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂，メラミン樹脂，フェノール樹脂，レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は，F☆☆☆☆とする．
ただし，正当な理由により確保が困難である場合等，ホルムアルデヒドの発散量が，F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には，監督員と協議するものとし，監督員の承諾を得るものとする。

章	項目	特記事項

10章 塗装改修工事

2. 合成樹脂調合ペイント塗（SOP）

区分	工程種別	素地ごしらえ	さび止め塗料	備考
鉄部	B種		A種	新規
木部	B種	B種		新規

区分	工程種別	下地調整	さび止め塗料	備考
鉄部	B種	RB種	C種	塗替え

3. つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）

区分	工程種別	下地調整	さび止め塗料	備考
コンクリートブロック	B種	RB種		塗替え

区分	工程種別	素地ごしらえ	さび止め塗料	備考
コンクリートブロック	B種	B種		新規
木部	B種	B種		既存アルミ建具枠（内部）

4. 耐候性塗料塗（DP）

区分	工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	備考
鋼製建具面	A種	A種	1級	新規

11章 環境配慮（グリーン）改修工事

I. アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

◎関係法令，都道府県の条例等を遵守すること．

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること．
◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸与する　・(ない))
◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと．
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること．監督員へも結果を提出すること．
・調査結果は3年間保存すること．
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること．
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること．

◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・(行わない))．
・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による．
・測定機関は，都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする．
・報告書を(　　)部作成し監督員に提出すること．
・測定場所及び箇所は図示による．測定時期(　　)
◎施工計画
(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し，承諾を受けること。
(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと．
◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については，工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する．

4. アスベスト含有成形板の除去

◎養生等
(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による．
外部足場(種類：枠組本足場　，仕様　1枚布，D=　60cm，シート種類：防炎シートⅠ類　)
(外周足場平面　防炎シート1類)
仮囲い高さ：H=1.8m
(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は，建具等を全て閉じた状態で行う．閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による．
内部足場(種類：　，仕様　枚布，D=　cm)
養生種別(　　)

◎工法
(1) 除去は，アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと．
(2) 除去は，破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし，原則「手ばらし」とする．
建築物外部の成形板を除去する場合は，できる限り原形のまま除去すること．
(3) 除去作業中は，原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う．
(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること．
(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は，石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともにビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること．

◎除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法
1	部室	屋根	大波スレート	147㎡	みなし

◎施工記録等
(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し，監督員に提出すること．
(2) 作業計画による作業の記録は,3年間保存すること。

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A-05	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　1級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 特記仕様書０５	・縮尺 ―	

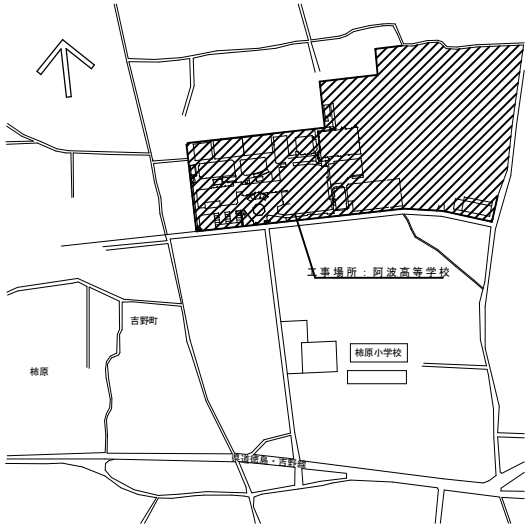

付近見取図

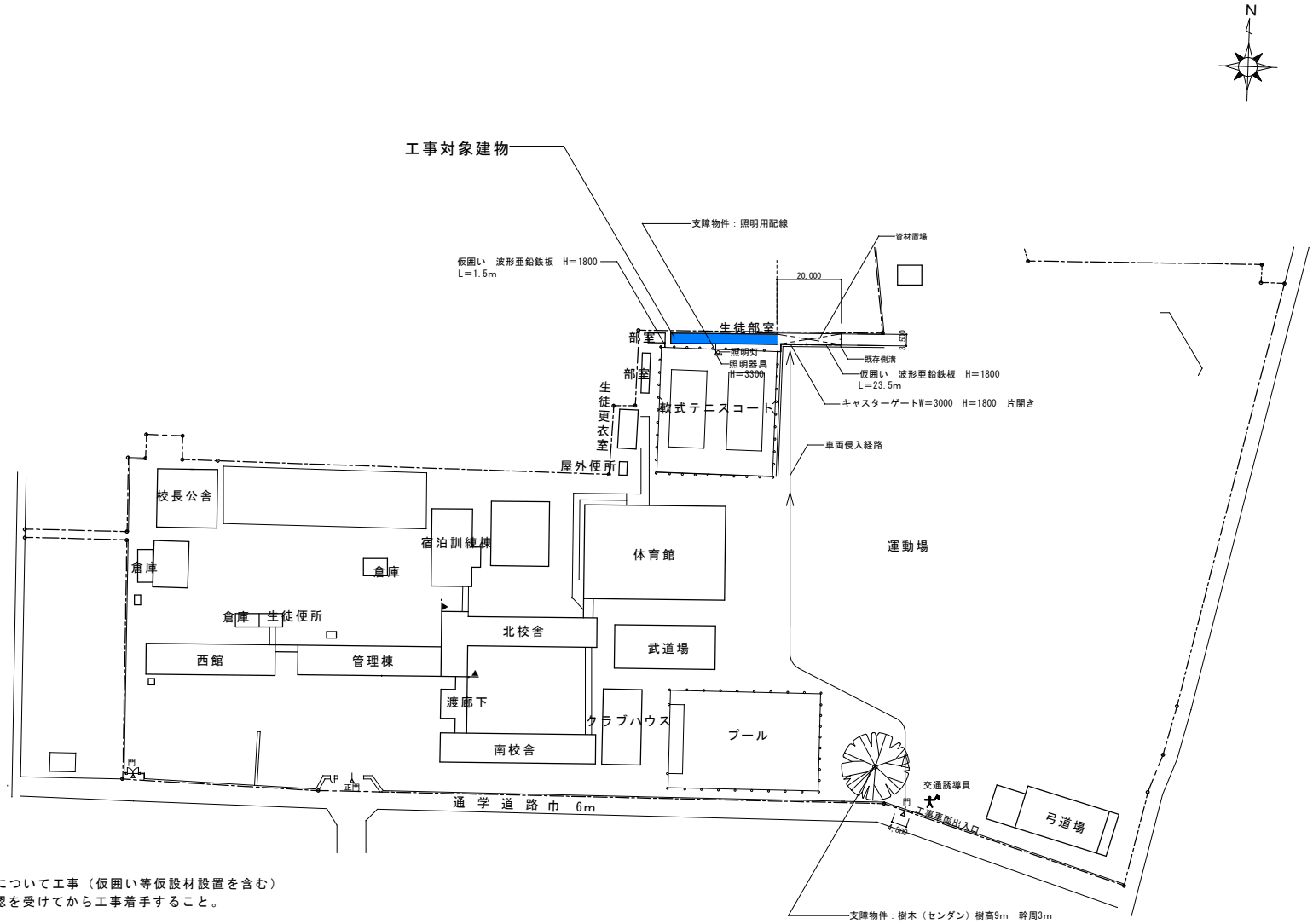

配置図　S＝1/1000

※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試堀を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）規格、構造等を確認しなければならない。

※受注者は、工事個所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修または補償すること。

徳島県県土整備部営繕課	・工事名　Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号　Ａ－０６	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録　第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名　付近見取図・配置図・仮設計画図 支障物件図	・縮尺　1/1000	

折板葺　ガルバニウム塗装鋼板　ｔ＝0.6mm　山高85mm

外部仕上表（上段既存、下段改修後）

屋根	大波スレート	樋	塩ビ製軒樋、縦樋撤去
	折板葺　「溶融55%アルミニウム　亜鉛合金メッキ鋼板」　ｔ＝0.6mm　山高85mm		軒樋：大型角どい（塩ビ製）前高120型 縦樋：VU管75A
壁	モルタル刷毛引き		
	モルタル刷毛引き面高圧洗浄のうえ複層仕上塗材RE モルタル塗りの上（新設部）複層仕上塗材RE		

内部仕上表（上段既存、下段改修後）

階数	室　名	床	壁	天井	CH	備考
1	部室1、部室2	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去　部室2　室名札撤去150×55
	部室1	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室3	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去
	部室2	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室4	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去
	部室3	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室5、部室6	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去　部室5　室名札撤去150×55
	部室4	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室7	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去
	部室5	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室8，部室9	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去　部室6　室名札撤去150×55
	部室6	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室10	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去
	部室7	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室11	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去
	部室8	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま
	部室12，部室13	土間コンクリート	コンクリートブロックの上　EP塗	――	2400～2020	木製床撤去　部室12　室名札撤去150×55
	部室9	土間コンクリート	EP-G塗替え 新設コンクリートブロックEP-G塗	――	2400～2020	木製床新設　素地のまま

(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所
事務所登録　徳島県知事登録　第71112号
徳島市北沖洲4丁目6-62
TEL664-8031　FAX664-8034
管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇

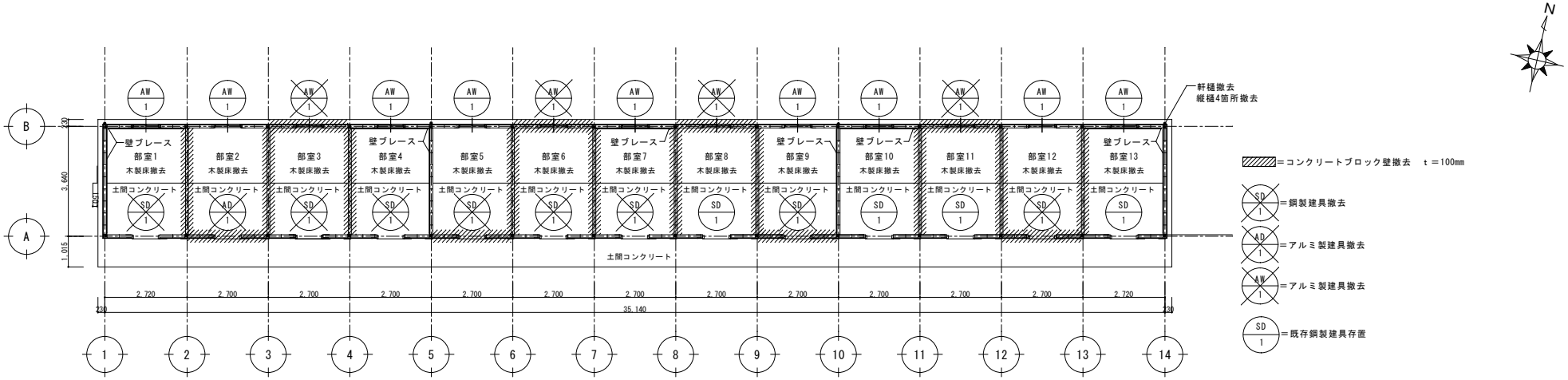

撤去平面図 S=1/100

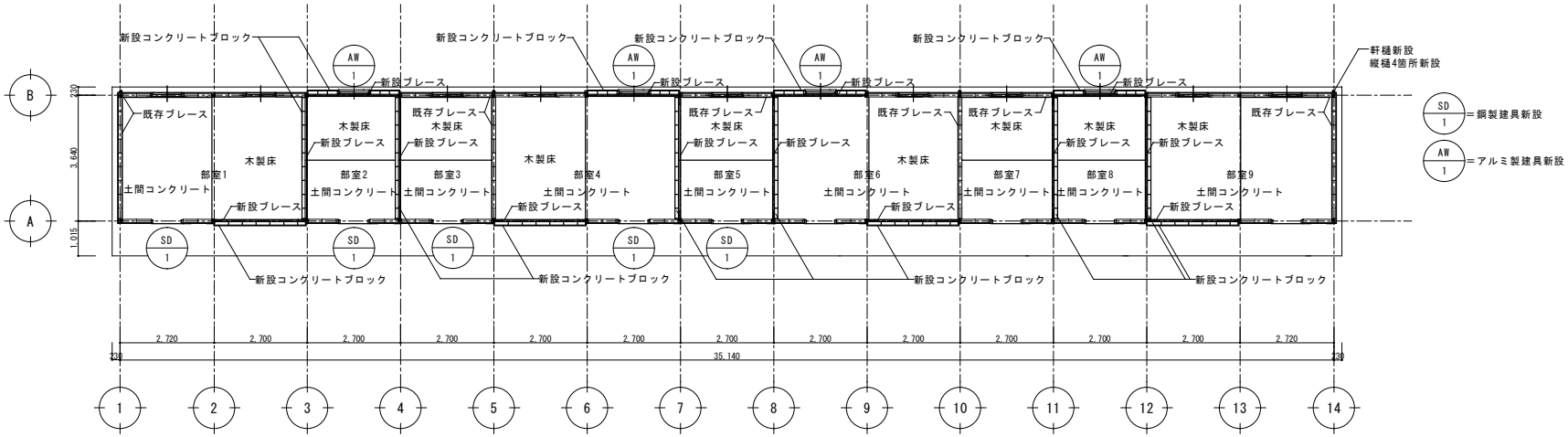

改修平面図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－０８	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図名 撤去・改修1階平面図	・縮尺 1/100	

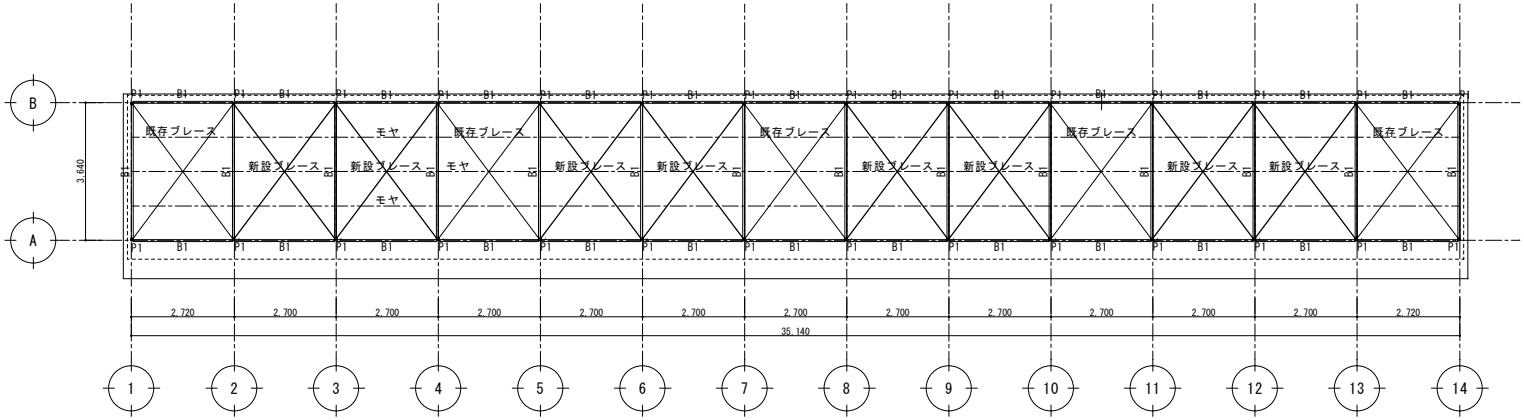

部材リスト		規格	備　　考
P1	2C-60×30×20×2.3		既存見掛部　下地調整のうえSOP 塗
B1	C-100×50×20×2.3		既存見掛部　下地調整のうえSOP 塗
モヤ	C-100×50×20×2.3		既存見掛部　下地調整のうえSOP 塗
既存ブレース	13Φ　ターンバックル付		既存見掛部　ブレース、GPL共 下地調整のうえSOP塗
新設屋根ブレース	M12　ターンバックル付	JIS　A5540	新設ブレース、GPL共 素地拵えのうえSOP塗
新設壁ブレース	M16　ターンバックル付	JIS　A5540	新設ブレース、GPL共 素地拵えのうえSOP塗

改修小屋伏図 S=1/100

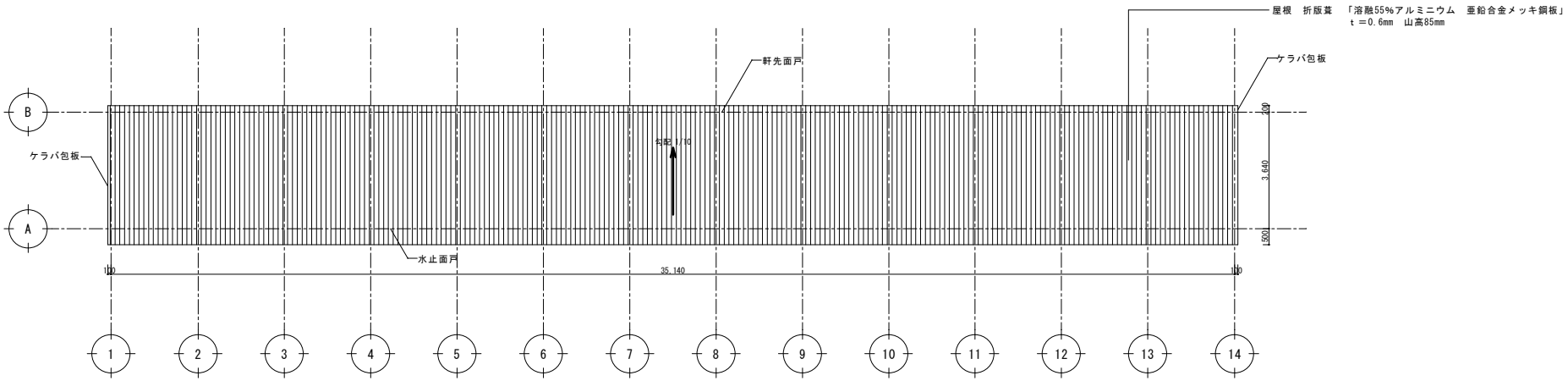

改修屋根伏図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課	・工事名　Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号　Ａ－０９	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名　改修小屋伏図・改修屋根伏図	・縮尺　1/100	

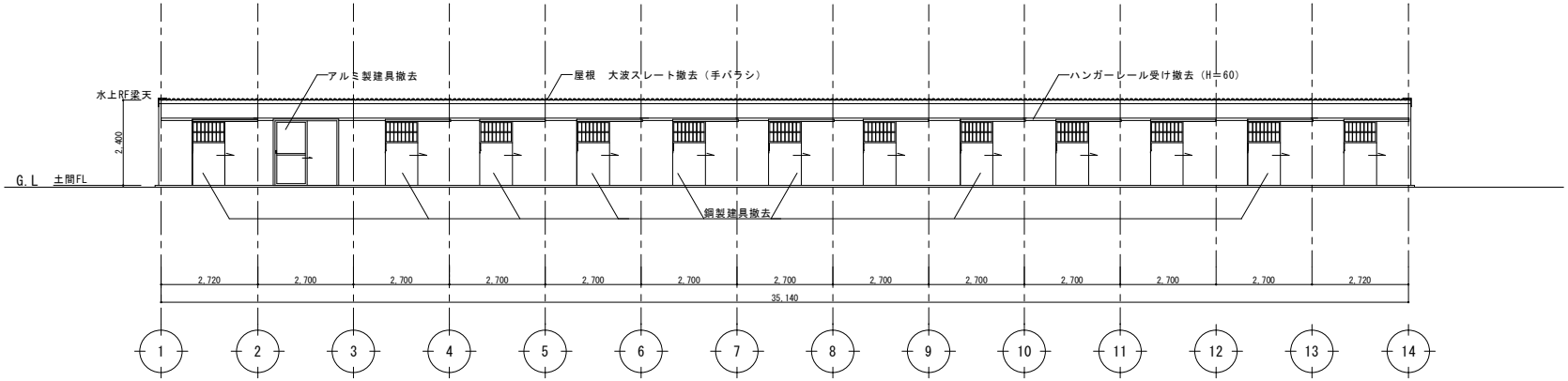

撤去南立面図 S=1/100

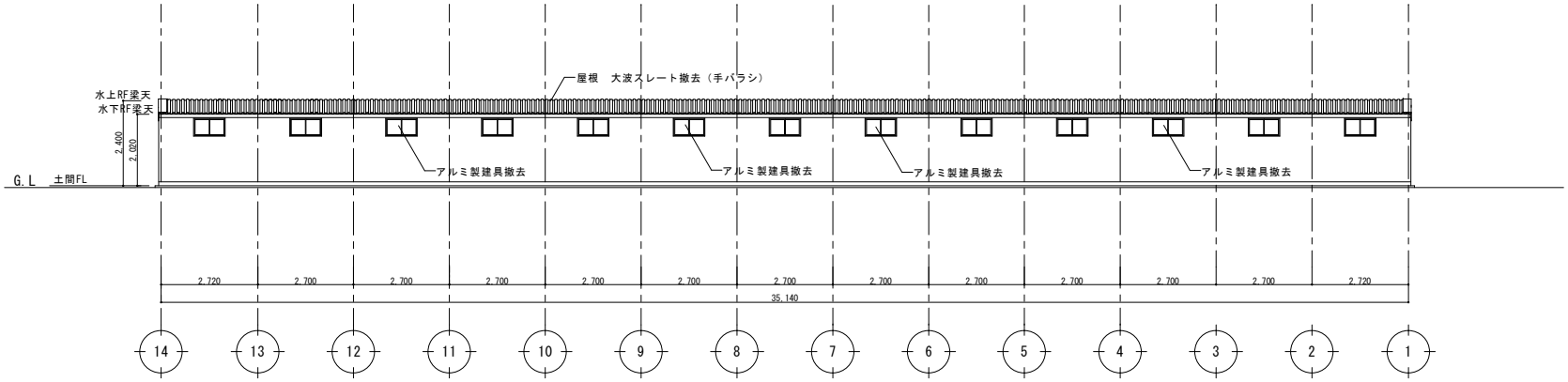

撤去北立面図 S=1/100

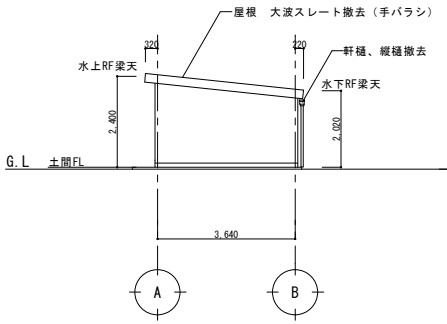

撤去東立面図 S=1/100

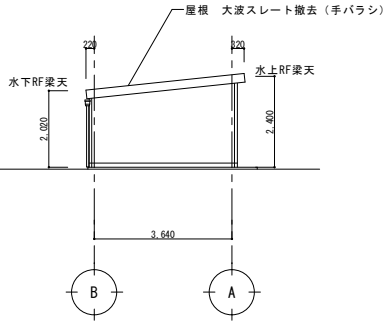

撤去西立面図 S=1/100

	徳島県県土整備部営繕課	課　長	副課長	課長補佐	係　長	係　長	課　員	担　当	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１０	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
									・図面名 撤去立面図	・縮尺 1/100	

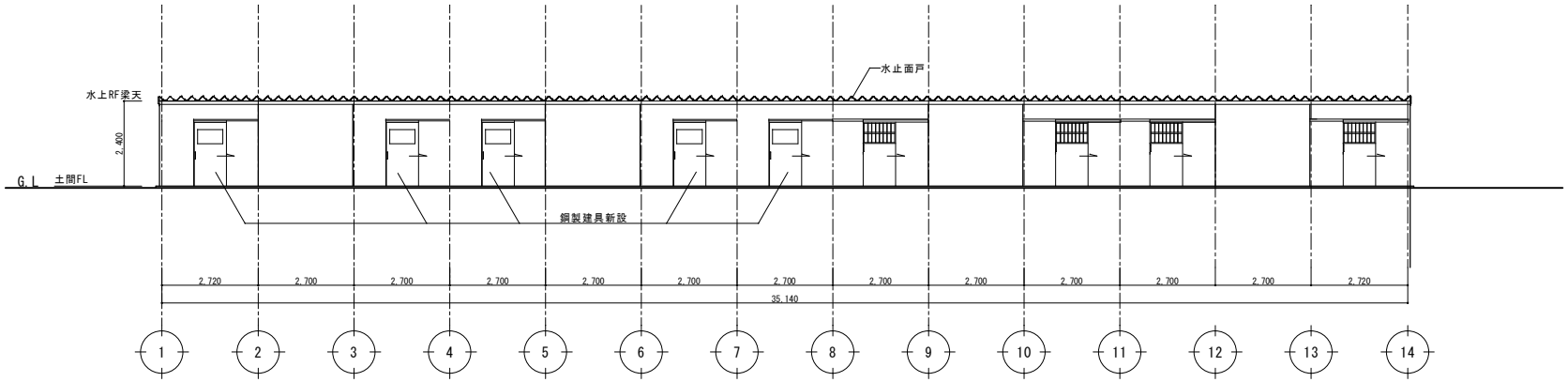

改修南立面図 S=1/100

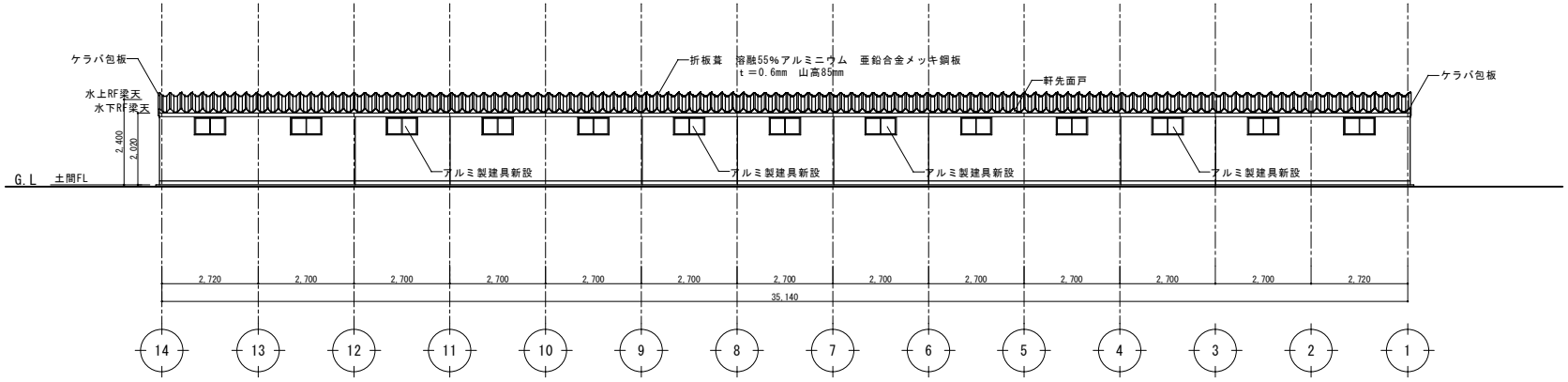

改修北立面図 S=1/100

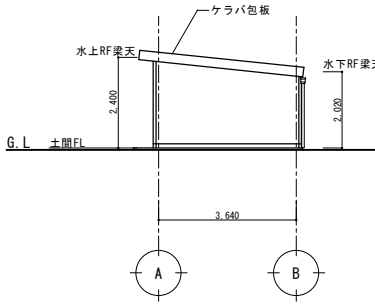

改修東立面図 S=1/100

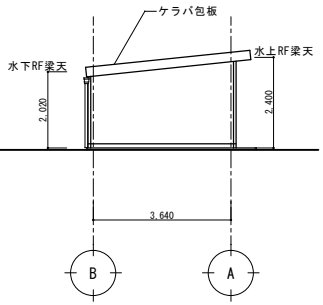

改修西立面図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１１	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 改修立面図	・縮尺 1/100	

建具表 S=1/50

符号	形式	SD-1	片引きハンガーフラッシュドア	AD-1	片引き框ドア	AW-1	引違窓	
姿図 撤去建具		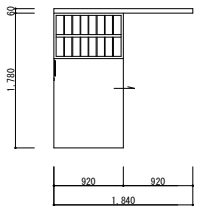		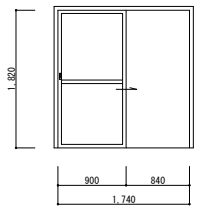		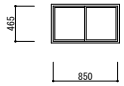		
場所	数量	部室1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13	12	部室2	1	部室3, 6, 8, 11	4	
材質		塗装仕上げ		アルミ		アルミ		
仕上		—		—		—		
塗装		—		—		—		
見込	枠	アングル枠25	三方枠SUS製100×50	40	三方枠SUS製100×50	60	—	
付属金物		レールSUS製、引手		引手、錠		型板ガラス4mm		
符号	形式	SD-1	片引きハンガーフラッシュドア	AW-1	引違窓			
姿図 改修建具		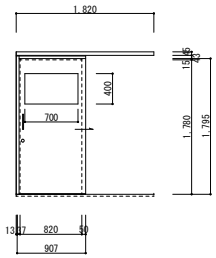		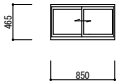				
場所	数量	部室1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	5	部室2, 4, 6, 8	4			
材質		鋼板 1.6mm		アルミ				
仕上		—		—				
塗装		DP塗装仕上げ		—				
見込	枠	30	三方枠ステンレス製 100×50×2.3	71	—			
付属金物		ハンガーレール、ガイドレールSUS製、引手（SUS13Φ）、戸当たり、引戸シリンダー鍵錠 網入型板ガラス6.8mm　ガラス仕舞　シリコン系		網入型板ガラス6.8mm 戸車 クレセント ガラス仕舞　シリコン系				

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１２	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 建具表（撤去・改修）	・縮尺 1/50	

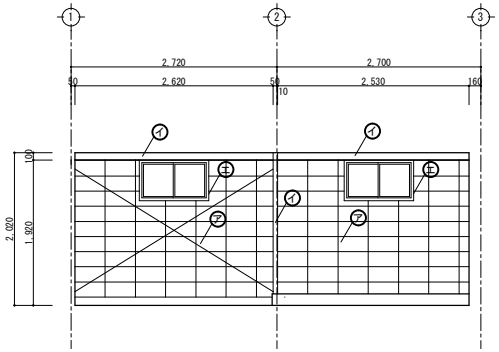

部室1北面 S：1/50

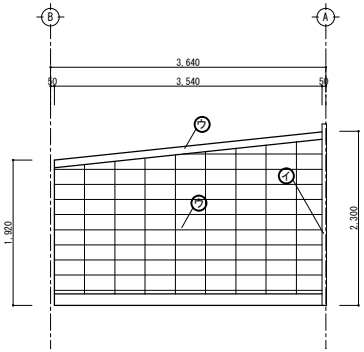

部室1東面 S：1/50

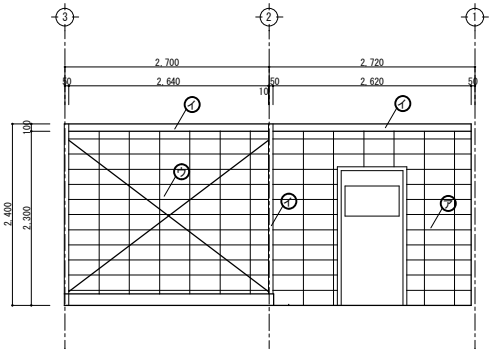

部室1南面 S：1/50

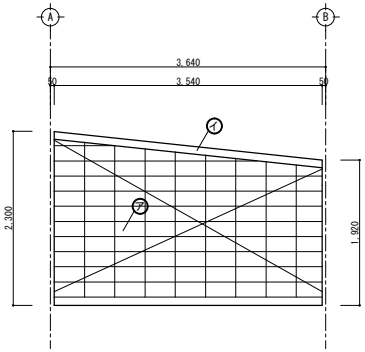

部室1西面 S：1/50

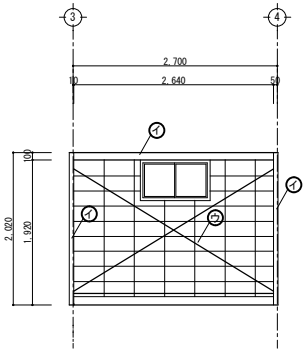

部室2北面 S：1/50

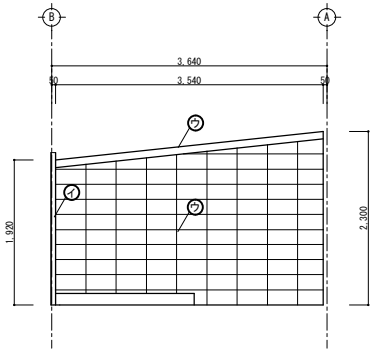

部室2東面 S：1/50

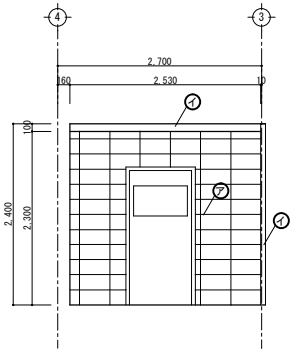

部室2南面 S：1/50

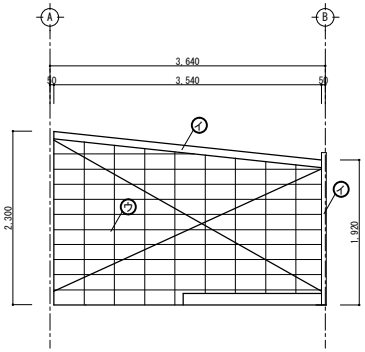

部室2西面 S：1/50

記　号	改修内容
㋐	下地調整のうえEP-G塗
㋑	下地調整のうえSOP塗（鉄部）
㋒	素地拵えのうえEP-G塗
㋓	素地拵えのうえEP-G塗（木部）

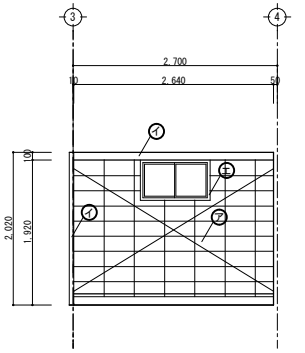

部室3北面 S：1/50

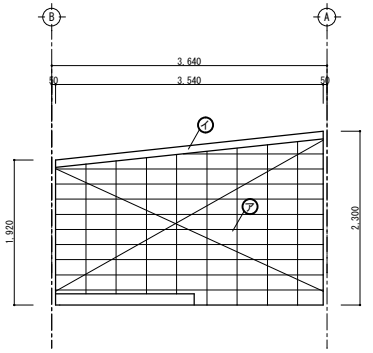

部室3東面 S：1/50

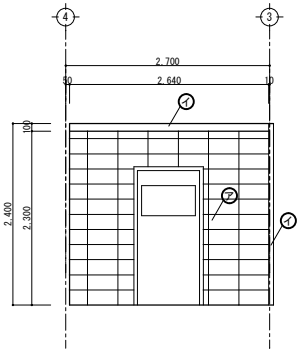

部室3南面 S：1/50

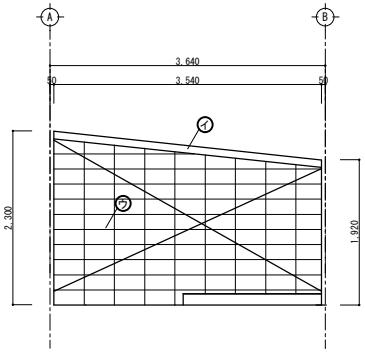

部室3西面 S：1/50

改修展開図 S：1/50

徳島県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１３	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 改修展開図-1	・縮尺 1/50	

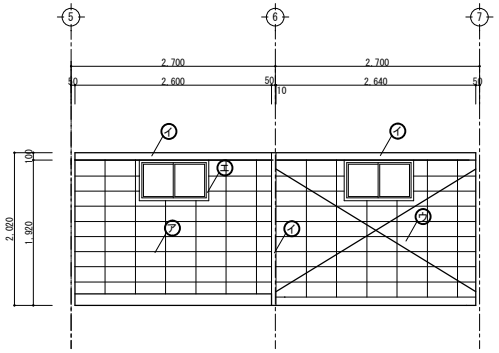

部室4北面 S：1/50

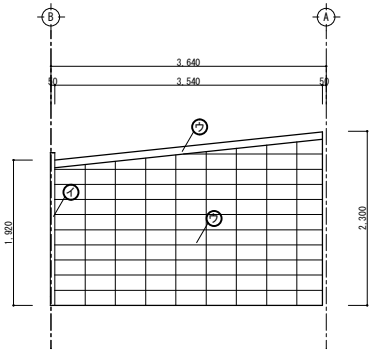

部室4東面 S：1/50

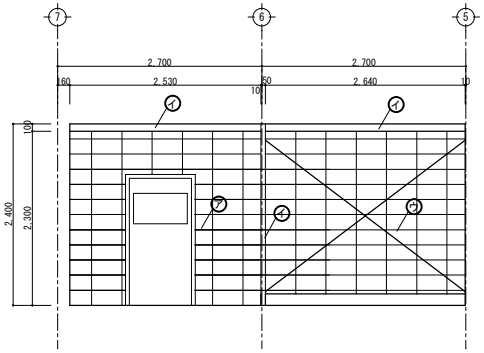

部室4南面 S：1/50

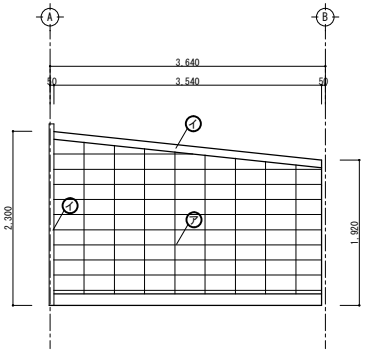

部室4西面 S：1/50

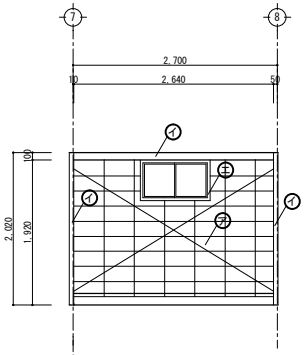

部室5北面 S：1/50

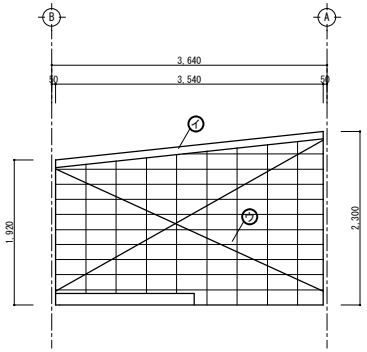

部室5東面 S：1/50

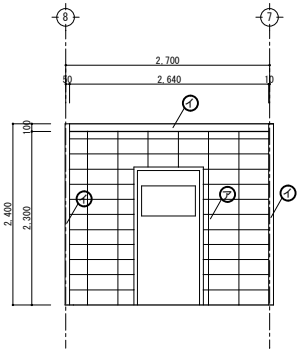

部室5南面 S：1/50

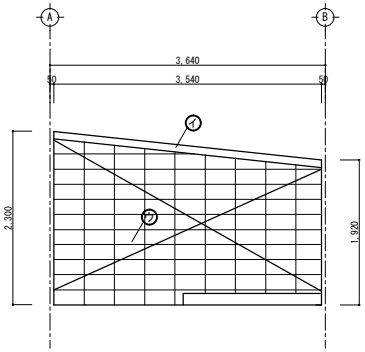

部室5西面 S：1/50

記　号	改修内容
㋐	下地調整のうえEP-G塗
㋑	下地拵えのうえSOP塗（鉄部）
㋒	素地拵えのうえEP-G塗
㋓	素地拵えのうえEP-G塗（木部）

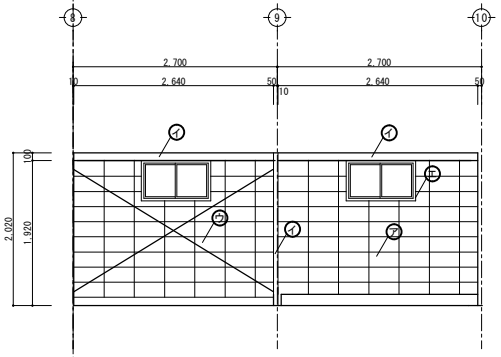

部室6北面 S：1/50

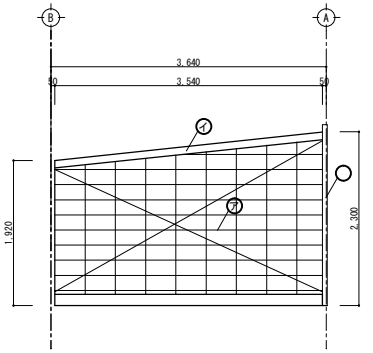

部室6東面 S：1/50

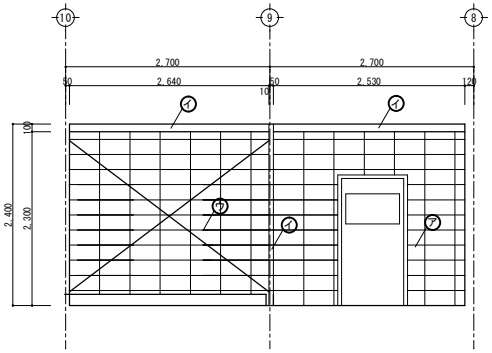

部室6南面 S：1/50

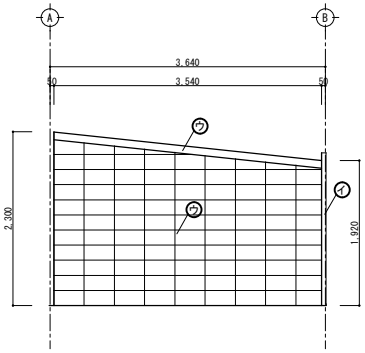

部室6西面 S：1/50

改修展開図 S：1/50

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１４	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 改修展開図-2	・縮尺 1/50	

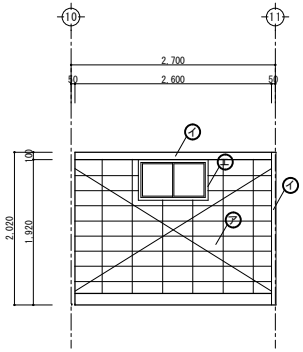

部室7北面 S：1/50

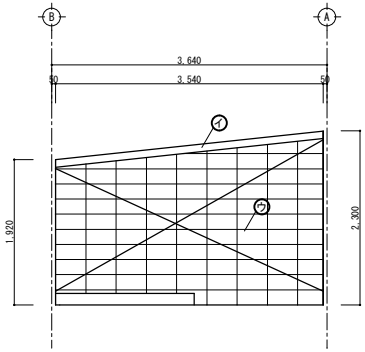

部室7東面 S：1/50

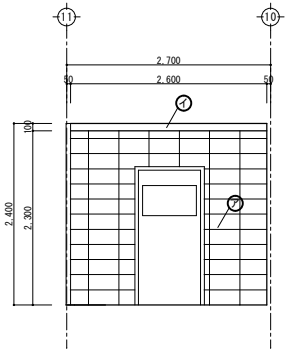

部室7南面 S：1/50

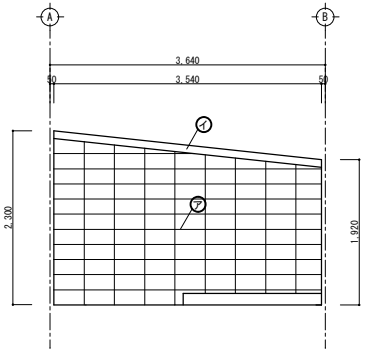

部室7西面 S：1/50

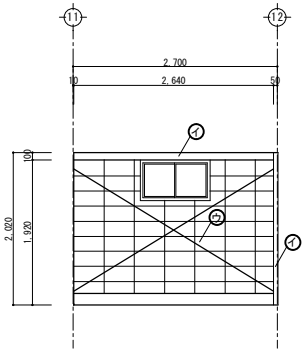

部室8北面 S：1/50

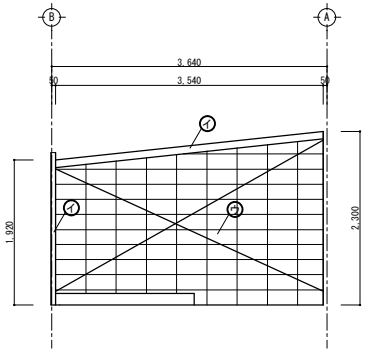

部室8東面 S：1/50

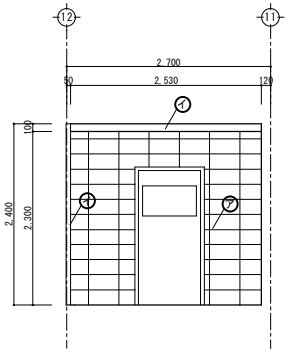

部室8南面 S：1/50

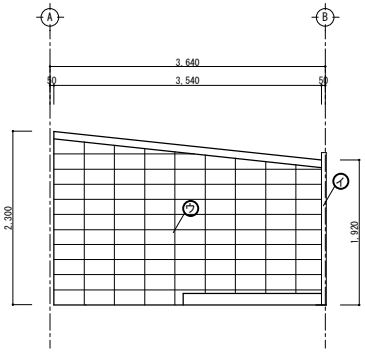

部室8西面 S：1/50

記　号	改修内容
㋐	下地調整のうえEP-G塗
㋑	下地調整のうえSOP塗（鉄部）
㋒	素地拵えのうえEP-G塗
㋓	素地拵えのうえFP-G塗（木部）

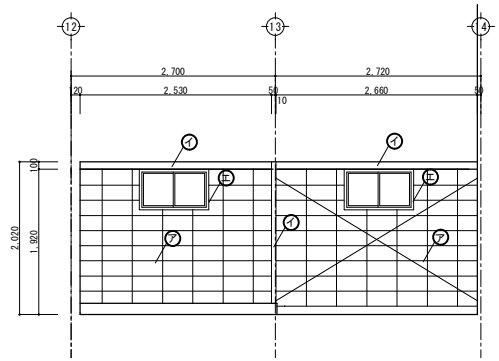

部室9北面 S：1/50

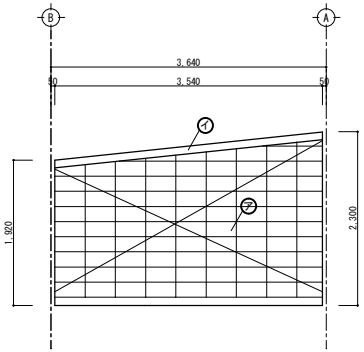

部室9東面 S：1/50

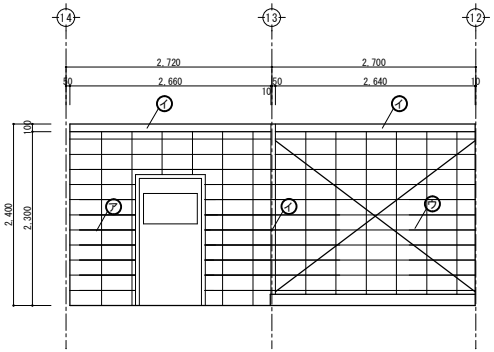

部室9南面 S：1/50

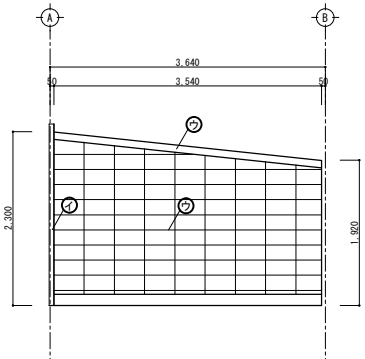

部室9西面 S：1/50

改修展開図 S：1/50

徳島県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１５	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 改修展開図-3	・縮尺 1/50	

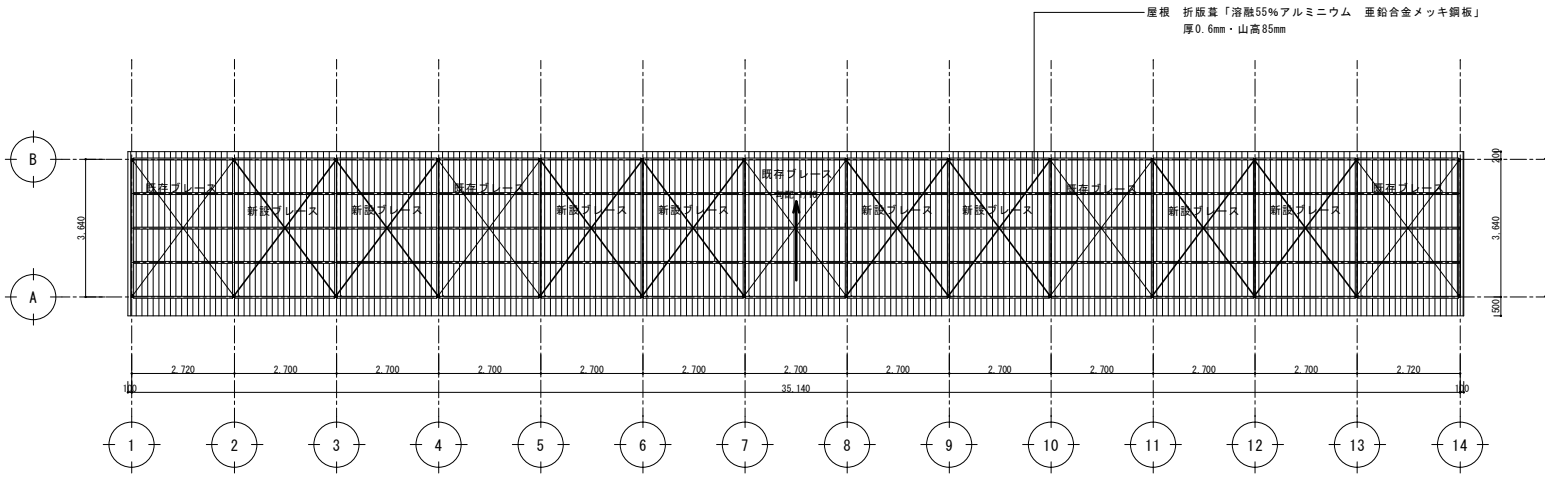

改修天井伏図 S=1/100

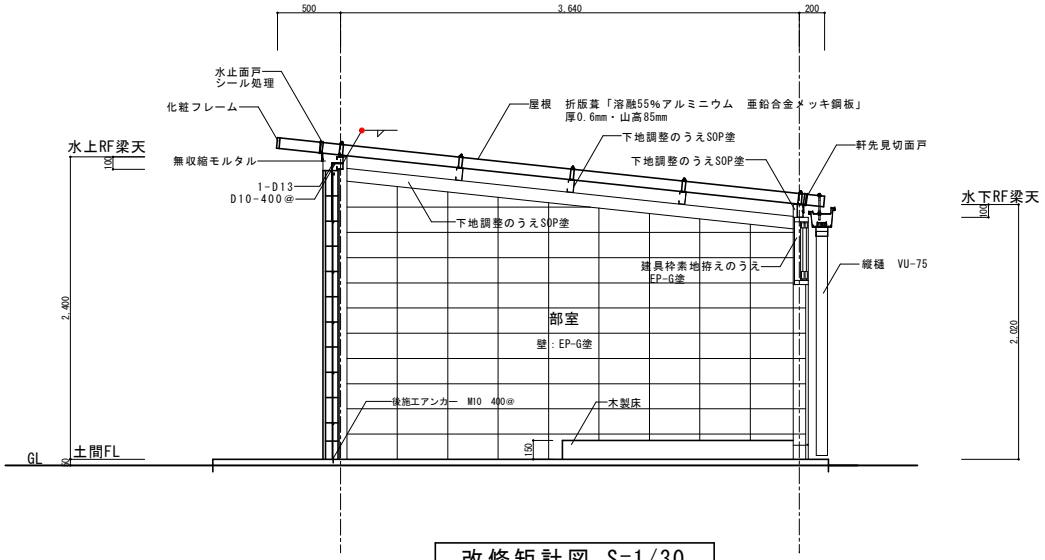

改修矩計図 S=1/30

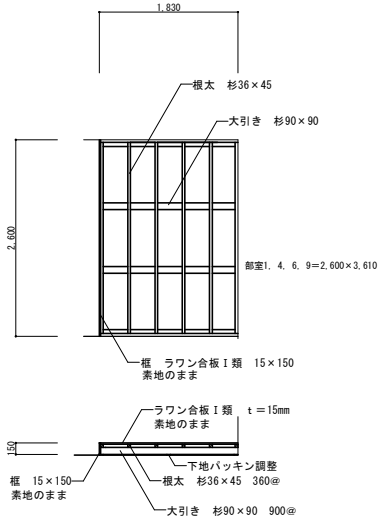

改修木製床詳細図 S=1/50

徳島県県土整備部営繕課	・工事名　Ｒ４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 Ａ－１６	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名　改修天井伏図・改修矩計図 改修木製床詳細図	・縮尺 1/100　1/30　1/50	

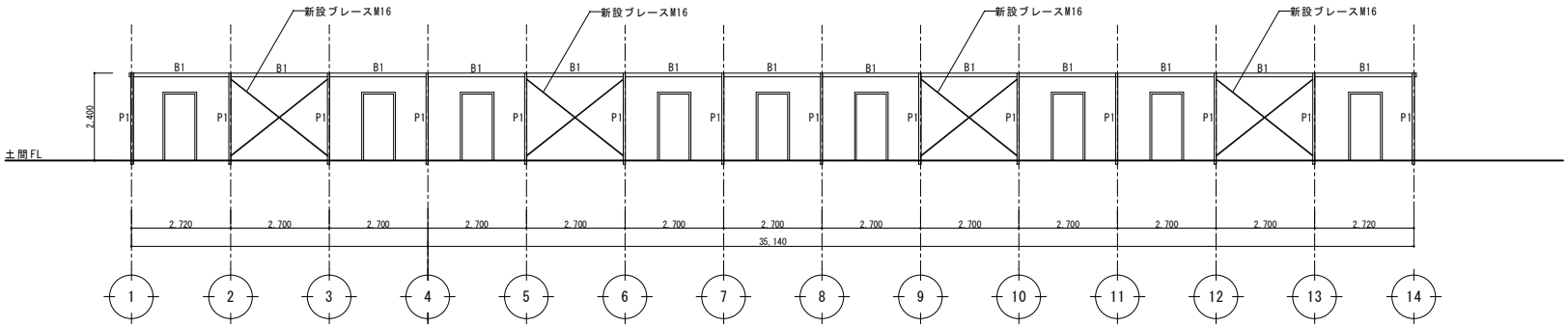

A通り改修軸組図 S=1/100

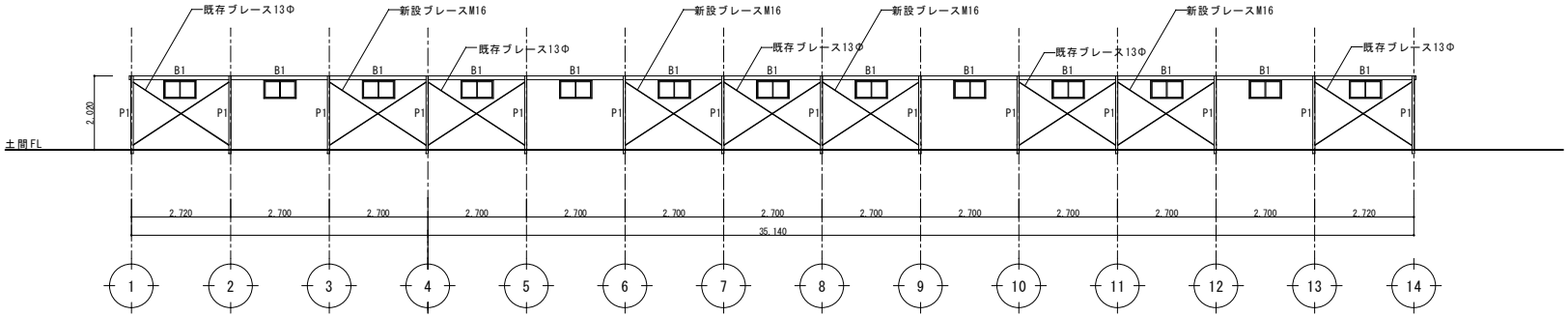

B通り改修軸組図図 S=1/100

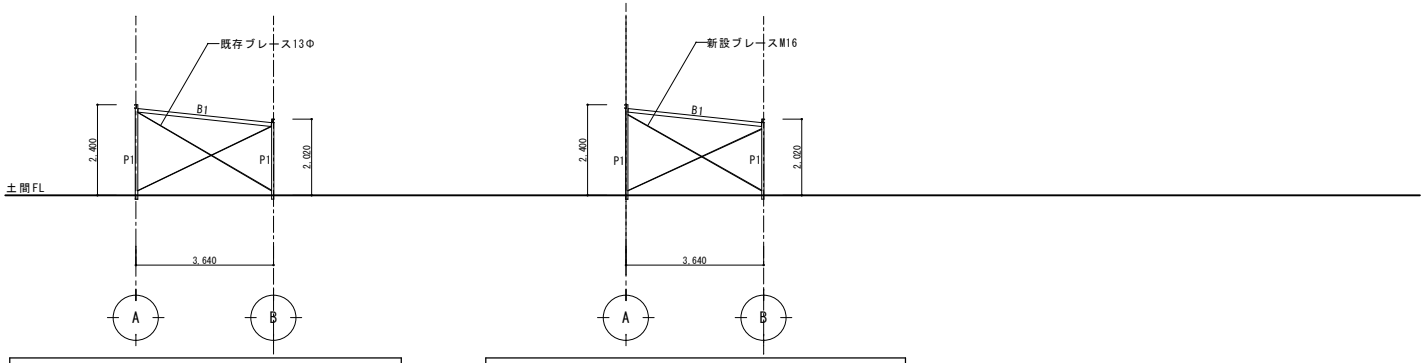

1.5.10.14通り軸組図 S＝1/100

3.4.7.8.11.12通り軸組図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１７	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
	・図面名 改修軸組図	・縮尺 1/100	

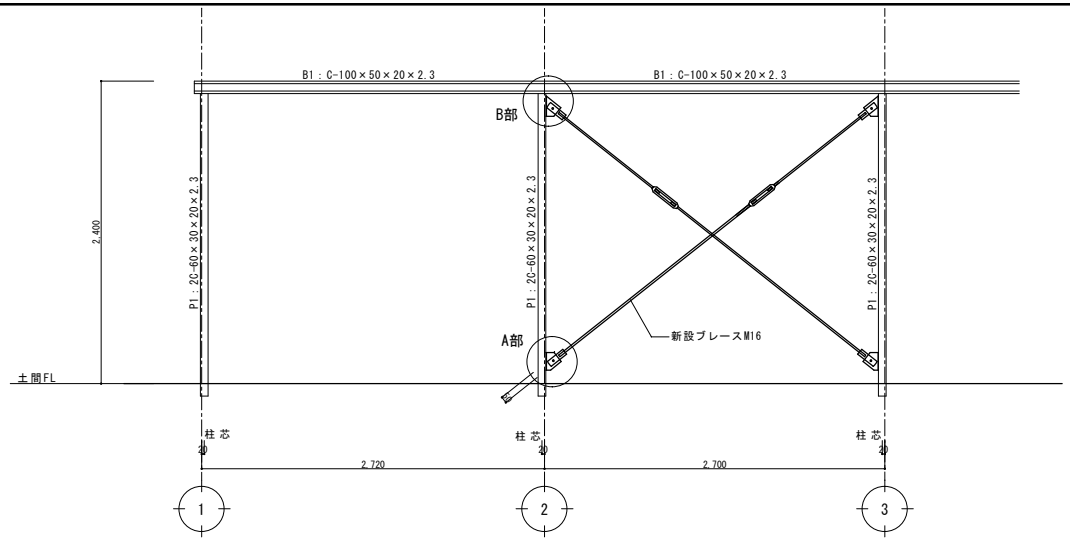

A通り架構詳細図　S=1/30

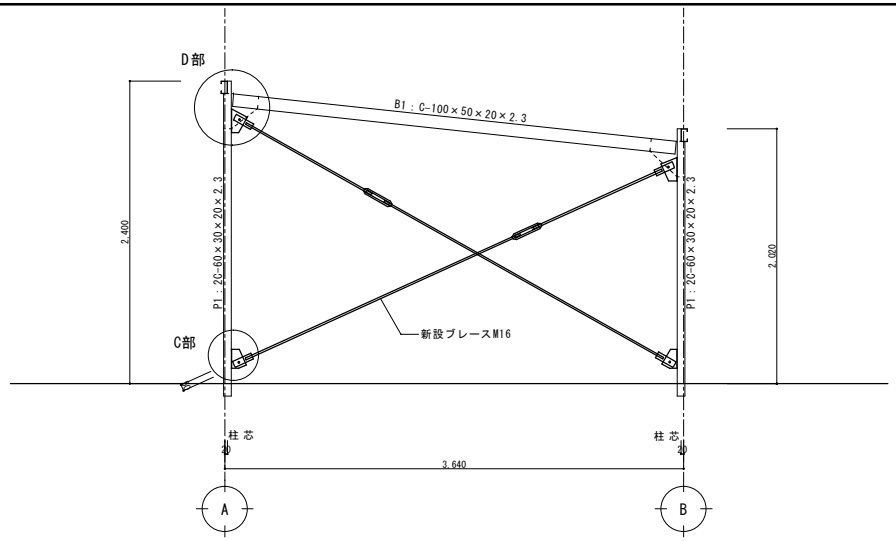

3通り架構詳細図　S=1/30

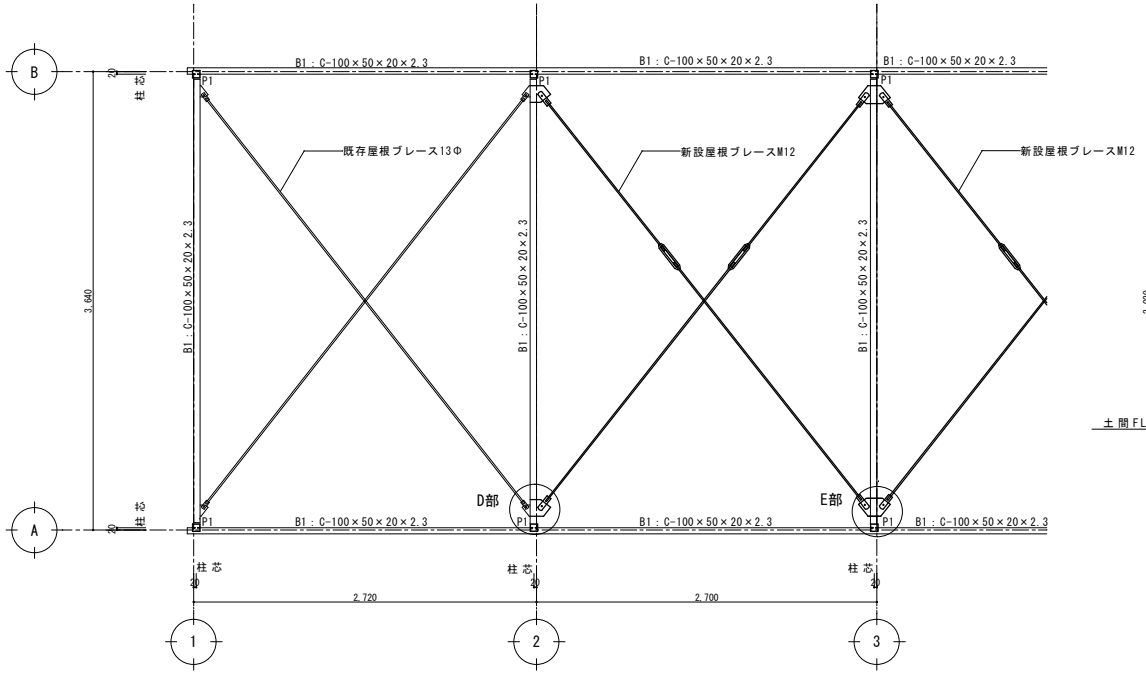

屋根ブレース平面詳細図　S=1/30

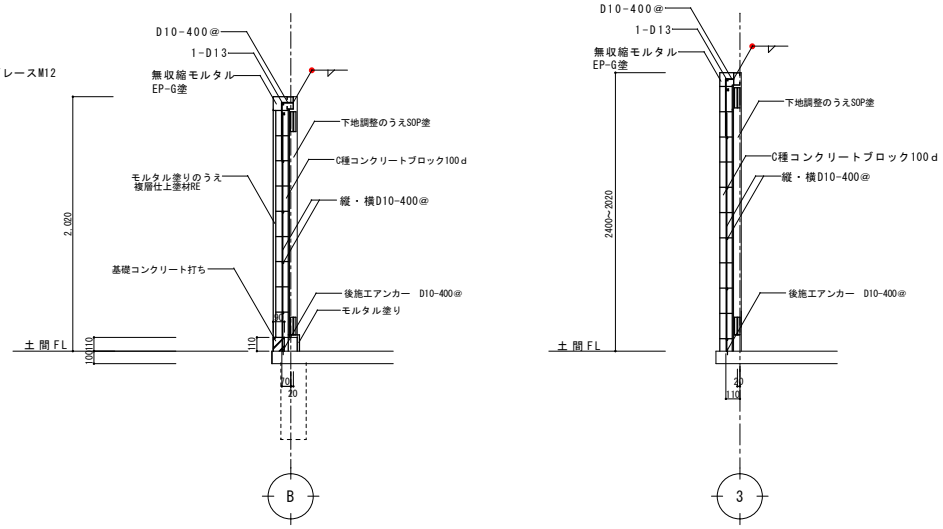

ブロック積断面詳細図　S=1/30

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１８	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録　第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 架構詳細図・屋根ブレース詳細図 ブロック積詳細図	・縮尺 1/30	

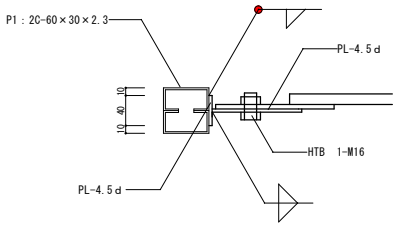

A～A´部分詳細図　S＝1/5

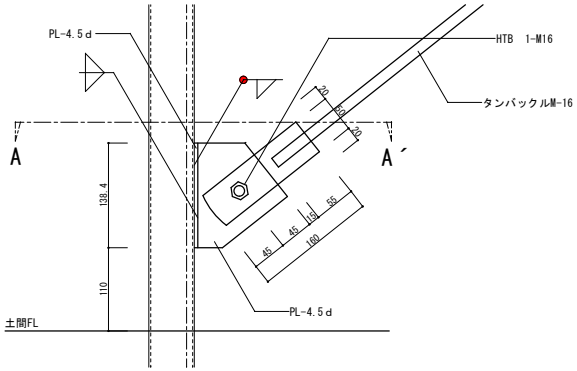

A通り　A部分詳細図　S＝1/5

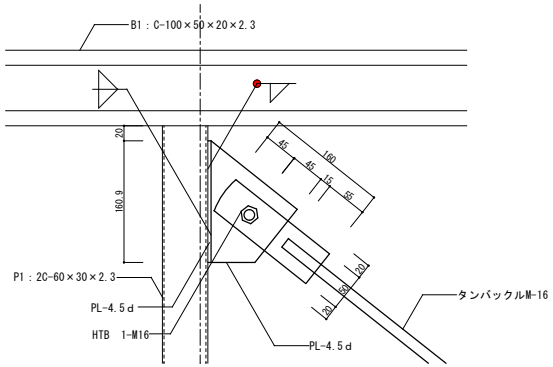

A通り　B部分詳細図　S＝1/5

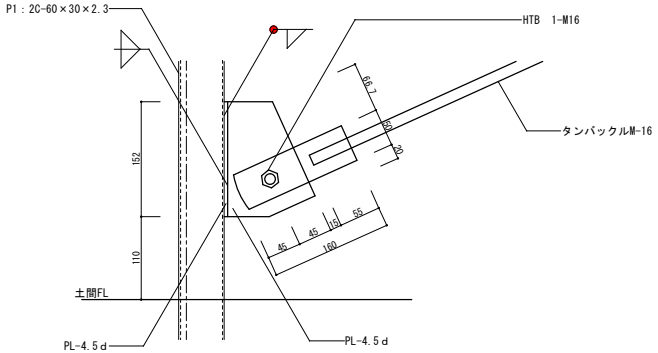

3通り　C部分詳細図　S＝1/5

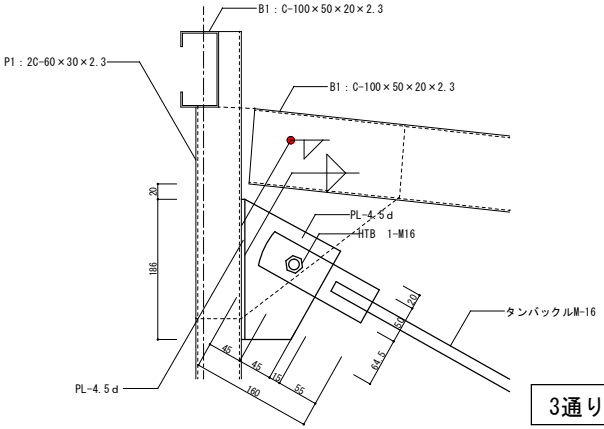

3通り　D部分詳細図　S＝1/5

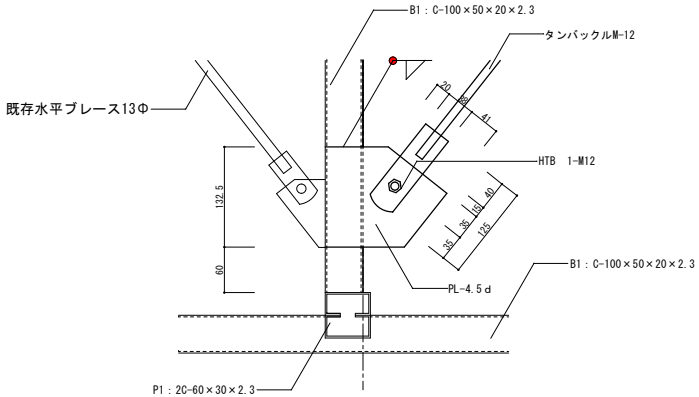

屋根ブレース　D部分詳細図　S＝1/5

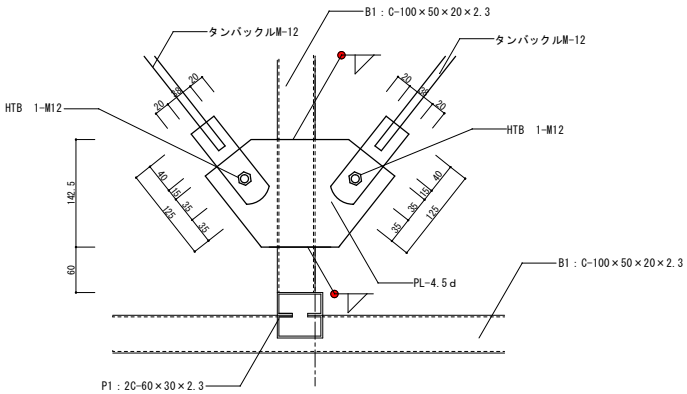

屋根ブレース　E部分詳細図　S＝1/5

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野 部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－１９	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　1級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 部分詳細図	・縮尺 1/5	

参　考　図

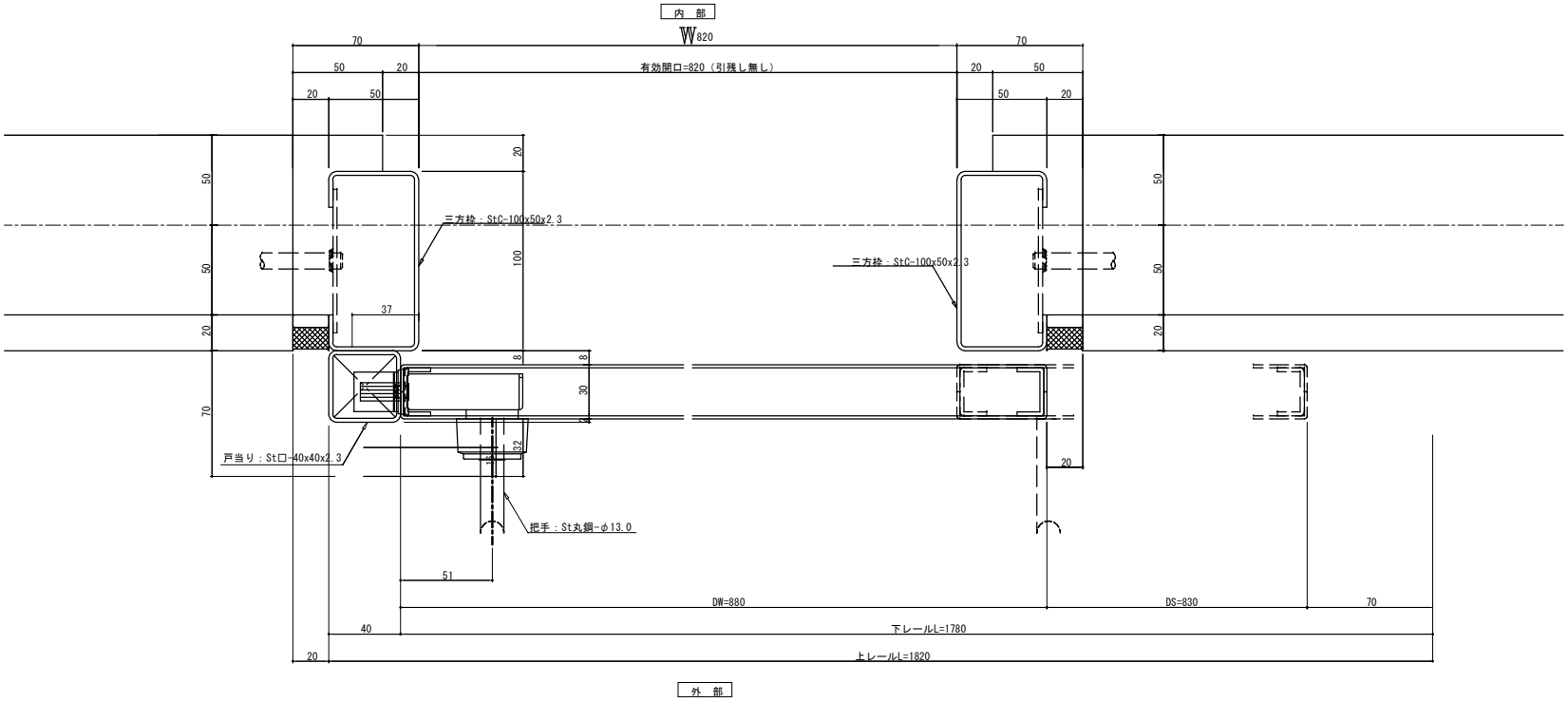

SD-1平面詳細図（改修）　S＝1/2

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R４営繕　阿波高等学校　阿波・吉野部室棟耐震改修工事	・図面番号 A－２０	(株)徳島総合ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ1級建築士事務所 事務所登録　徳島県知事登録 第71112号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031　FAX664-8034 管理建築士　１級建築士第157348号　山田 昇
	・図面名 SD-1平面詳細図（改修）	・縮尺 1/2	